

# 山口県報

平成18年  
10月31日  
(火曜日)

## 目 次

告示

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....一

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....三

休猟区の指定(自然保護課).....三

銃猟禁止区域の指定(二件)(自然保護課).....六

銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....七



### 山口県告示第五百八十号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第七百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

川西鳥獣保護区の一区域に関する部分中「市道川西四三三号線」の下に「との三差路」を加え、「同市川西四丁目から同市大字御庄字越前に通じる小径」を「県道藤生停車場錦帯橋線との三差路」に、「同小径に沿って南西に進み、同市道に至り、同所から同市道」を「同県道」に、「同県道に沿って北に」を「県道岩国大竹線に沿って北に」

に、「(面積六六一ヘクタール)」を「(面積 六六一ヘクタール)」に改める。  
川西鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

川西鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。  
四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の区分  
身近な鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林、多くの観光客が訪れる史跡及び都市公園を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

太華山鳥獣保護区の一区域に関する部分中「徳山市」を「周南市」に改め、「一円」を削り、「(面積三ヘクタール)」を「(面積 三ヘクタール)」に改める。

太華山鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

太華山鳥獣保護区之三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (一) 鳥獣保護区の区分  
森林鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

### 山口県告示第五百八十一号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和五十一年山口県告示第八百八十号)の一部を次のように改正し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定

に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

長野鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「大字柳井」を「柳井」に改め、「沿つて東に進み」の下に、「市道大原笠塚線及び市道上り立大原線との交差点に至り、同所から市道上り立大原線に沿つて南東に進み」を加え、「県道伊陸大畠港線との三差路」を「大里川の大里川橋北詰に至り、同所から同川の右岸に沿つて西に進み、県道伊陸大畠港線に通ずる道路に至り、同所から同道路に沿つて南西に進み、同県道」に、「県道柳井由宇線との三差路」を「市道若杉線と市道宮ヶ峠若杉線及び市道木部若杉線との交差点に至り、同所から市道木部若杉線に沿つて北に進み、県道柳井由宇線との交差点」に、「（面積五七〇ヘクタール）」を「（面積 五七〇ヘクタール）」に改める。

長野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

長野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百八十二号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 閑 成

「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

長門峡鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「字銅」を削り、「、県道迫田篠目停車場線」の下に「及び県道吉部下篠目線」を加え、「同町と阿武郡福栄村」を「萩市と同町」に改め、「一円の」を削り、「（面積八二五ヘクタール）」を「（面積 八二五ヘ

クタール）」に改める。

長門峡鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

長門峡鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

トウジ山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字明木の一般国道二六二号と市道一升谷線との交点を起点とし、同所から同市道に沿つて南東に進み、同市道の終点に至り、同所から市道古戦場新切線に通ずる小径に沿つて南東に進み、同国道との交点に至り、同所から同国道に沿つて西に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域（面積 五三三ヘクタール）

トウジ山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

トウジ山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

菅野湖鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「徳山市」を「周南市」に、「林道菅野ダム線」を「林道戻路川久保線との三差路に至り、同所から同県道に沿つて南に進み、同林道」に、「南に進み、同林道との三差路に至り、同所から同林道」を「南に進み、林道阿田川線との三差路に至り、同所から同林道に沿つて南西に進み、市道我々須線と

林道政ヶ谷線と林道阿田川線との三差路に至り、同所から林道政ヶ谷線」に、「北に進み、同林道」を「北に進み、林道渡瀬鳴線」に、「(面積三〇二ヘクタール)」を「(面積三〇二ヘクタール)」に改める。  
菅野湖鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成十八年十月三十一日」に改める。

菅野湖鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
(一) 鳥獣保護区の区分  
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的  
当該区域は、オシドリ及びマガモが越冬のため渡来する菅野湖並びにコナラ、スダジイ等の広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

### 山口県告示第五百八十三号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和六十一年山口県告示第八百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により」に改める。

菅野湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成十八年十月三十一日」に改める。

菅野湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 特別保護地区の保護に関する指針  
(一) 特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的  
当該区域は、オシドリ及びマガモが越冬のため渡来する菅野湖並びにコナラ、スダジイ等の広葉樹を中心とした森林を有し、オシドリ、ヤマガラ等の各種の鳥獣に

とつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

### 山口県告示第五百八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 名称 本郷・美和北休猟区

二 区域 広島県と山口県との境界線と県道岩国佐伯線との交点を起点とし、同所から同県道に沿って南西に進み、県道秋掛錦線と市道郷秋掛線との交差点に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、県道本郷周東線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、県道岩国錦線との三差路に至り、同所から県道岩国錦線に沿って北に進み、市道仲田神田線及び市道仲田助光線との交差点に至り、同所から市道仲田神田線に沿って北東に進み、県道秋掛錦線と市道仲田神田線及び市道神田光貞線との交差点に至り、同所から市道神田光貞線に沿って北西に進み、県道岩国錦線と市道神田光貞線及び市道光貞貞時線との交差点に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、農道本郷線との三差路に至り、同所から同農道に沿って北東に進み、市道大迫道祖峠線に至り、同所から同市道に沿って北に進み、市道程原延ヶ原線と市道本郷羅漢線及び市道大迫道祖峠線との交差点に至り、同所から市道程原延ヶ原線に沿って北東に進み、市道根本ノ骨羅漢山線に至り、同所から同市道に沿って北東に進み、同境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 二、七五〇ヘクタール)

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

- 一 名称 鹿野下休猟区

二 区域 周南市大字鹿野下の一般国道三二五号と市道細野大町線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って北東に進み、県道徳山徳地線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南東に進み、県道下松鹿野線との三差路に至り、同所から県道下松鹿野線に沿って南に進み、県道金峰徳山線との三差路に至り、同所から県道金峰徳山線に沿って西に進み、同市大字大向と大字金峰との大字境界線に至り、同所から同大字

界線に沿って北に進み、大字大向と大字鹿野下と大字金峰との境界点に至り、同所から大字大向と大字鹿野下との大字界線に沿って西に進み、同国道に至り、同所から同国道に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、三〇〇ヘクタール)

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 上村休猟区

二 区域 周南市大字下上の一般国道二号と県道新南陽津和野線との交差点を起点とし、同所から同県道に沿って北東に進み、一般国道三七六号との三差路に至り、同所から同国道に沿って東に進み、一般国道三一五号との三差路に至り、同所から一般国道三一五号に沿って南東に進み、市道木津線及び市道別分線との交差点に至り、同所から市道別分線に沿って南西に進み、市道川曲長穂線に至り、同所から市道川曲長穂線に沿って南西に進み、市道川曲線との三差路に至り、同所から市道川曲線に沿って南東に進み、市道川曲線と林道押谷線と林道堀越線との三差路に至り、同所から林道堀越線に沿って東に進み、林道真名堀越線に至り、同所から林道真名堀越線に沿って南西に進み、市道堀越線に至り、同所から同市道に沿って南に進み、市道小野線との三差路に至り、同所から市道小野線に沿って南東に進み、一般国道三一五号との三差路に至り、同所から同国道に沿って南西に進み、一般国道二号と一般国道三一五号及び県道徳山港線との交差点に至り、同所から一般国道二号に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 二、一一〇ヘクタール)

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 筋ヶ岳休猟区

二 区域 周南市大字大潮の一般国道三一五号と県道新南陽津和野線との三差路を起点とし、同所から同国道に沿って北西に進み、山口市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、島根県と山口県との境界線に至り、同所から島根県と山口県との境界線に沿って南東に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って南に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 二、〇四〇ヘクタール)

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 深谷休猟区

二 区域 山口市徳地小古祖の一般国道四八九号と市道小古祖・元折線との交差点を起

点とし、同所から同国道に沿って北西に進み、県道山口鹿野線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、市道神原・下船谷線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南東に進み、林道船谷線に至り、同所から同林道に沿って南東に進み、作業道山の奥線に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南東に進み、同作業道に至り、同所から同作業道に沿って南に進み、林道山の奥支線の終点に至り、同所から同林道に沿って南東に進み、市道足谷・山の奥線の終点に至り、同所から同市道に沿って南東に進み、県道徳山徳地線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、市道小古祖・元折線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、五八三ヘクタール)

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 吉敷・山口・宮野休猟区

二 区域 山口市湯田温泉四丁目の県道宮野大歳線と県道陶湯田線及び市道葵二丁目線との交差点を起点とし、同所から同市道に沿って北西に進み、市道上東湯田温泉五丁目線と市道葵二丁目線及び市道泉町平川線との交差点に至り、同所から市道上東湯田温泉五丁目線に沿って西に進み、一般国道四三五号との三差路に至り、同所から同国道に沿って北西に進み、市道中尾西線及び市道中尾西吉敷線との交差点に至り、同所から市道中尾西吉敷線に沿って北西に進み、同市と美祢郡美東町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、山口市と萩市との境界点に至り、同所から山口市と萩市との境界線に沿って北東に進み、山口市と萩市と阿武郡阿東町との境界点に至り、同所から山口市と同町との境界線に沿って東に進み、一般国道九号に至り、同所から同国道に沿って南に進み、県道宮野大歳線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(常栄寺禁猟区及び鴻ノ峯鳥獣保護区を除く。)(面積 五、八二二ヘクタール)

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 我河内休猟区

二 区域 阿武郡阿東町大字地福下の一般国道九号と一般国道四八九号及び町道市井原線との交差点を起点とし、同所から一般国道四八九号に沿って南東に進み、山口市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、旧徳地町一〇八林班と阿東町二四四林班と二五六林班との林班界の接点に至り、同所から林道田代支線に通ずる谷筋に沿って北西に進み、同林道に至り、同所から同林道に沿って北西に進

み、林道田代線との三差路に至り、同所から林道田代線に沿って北西に進み、町道田代墓地線との三差路に至り、同所から同町道に沿って北西に進み、町道杉原田代線の終点に至り、同所から町道杉原田代線に沿って北に進み、町道榎谷杉原線との三差路に至り、同所から町道榎谷杉原線に沿って北に進み、榎谷橋北詰に至り、同所から阿武川右岸に沿って北東に進み、町道市井原線の名草橋北詰に至り、同所から同町道に沿って南東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、七六一ヘクタール）

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 於福南休猟区

二 区域 美祢市於福町上の一般国道三一六号と県道大嶺於福線と市道神田一号線と市道岡田線との交差点を起点とし、同所から同国道に沿って南に進み、市道石入線との交差点に至り、同所から同市道に沿って西に進み、県道大嶺於福線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、県道美祢油谷線との三差路に至り、同所から県道美祢油谷線に沿って北に進み、県道中ノ川於福停車場線との三差路に至り、同所から県道中ノ川於福停車場線に沿って北東に進み、県道中ノ川於福停車場線と県道大嶺於福線と市道叶木線との交差点に至り、同所から県道大嶺於福線に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、一六〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 秋芳西休猟区

二 区域 美祢郡秋芳町大字別府の県道美東秋芳西寺線と町道門村線との三差路を起点とし、同所から同町道に沿って南に進み、町道山根線との三差路に至り、同所から町道山根線に沿って南に進み、町道河原江良線との三差路に至り、同所から町道河原江良線に沿って南西に進み、町道江良真木線に至り、同所から町道江良真木線に沿って南西に進み、町道宮地住友線との三差路に至り、同所から町道宮地住友線に沿って南東に進み、町道共栄線との三差路に至り、同所から町道共栄線に沿って南東に進み、同県道との三差路に至り、同所から同県道に沿って南東に進み、町道水田橋土井敷線との三差路に至り、同所から同町道に沿って西に進み、町道上水田線との三差路に至り、同所から町道上水田線に沿って北に進み、林道上水田線との三差路に至り、同所から同林道に沿って西に進み、同林道の終点に至り、同所から美祢市伊佐町河原字奥台に通ずる小径に沿って西に進み、同市と同町との境界線に至り、同所から同境界線

に沿って北西に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、二六〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 弥富上下・鈴野川休猟区

二 区域 萩市大字弥富上の一般国道三二五号と県道益田阿武線との三差路を起点とし、同所から同県道に沿って東に進み、同市大字上小川西分と大字弥富下との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って東に進み、大字上小川西分と大字上小川東分と大字弥富下との境界点に至り、同所から大字上小川東分と大字弥富下との大字界線に沿って東に進み、大字上小川東分と大字鈴野川と大字弥富下との境界点に至り、同所から大字上小川東分と大字鈴野川との大字界線に沿って北に進み、農道上小川開作線の開作橋に至り、同所から同農道に沿って東に進み、県道弥富小川線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南に進み、県道日原須佐線との三差路に至り、同所から県道日原須佐線に沿って南東に進み、島根県と山口県との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、同市と同郡阿東町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、同市大字片俣と大字鈴野川との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って北西に進み、同市と阿武町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北西に進み、同国道に至り、同所から同国道に沿って東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 二、三七八ヘクタール）

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

一 名称 吉部下休猟区

二 区域 萩市大字吉部下と大字紫福との大字界線と市道殿川線との交点を起点とし、同所から同市道に沿って南東に進み、県道吉部下萩線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南東に進み、市道志和田野線との交差点に至り、同所から同市道に沿って北東に進み、県道萩津和野線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、県道吉部下篠目線及び市道行沢線との交差点に至り、同所から県道吉部下篠目線に沿って南東に進み、同市と阿武郡阿東町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って西に進み、同市大字吉部下と大字福井上との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って北に進み、大字吉部下と大字紫福と大字福井上との境界点に至り、同所から同大字吉部下と大字紫福との大字界線に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、六七〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十一年十月三十一日まで

山口県告示第五百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、銃猟禁止区域を次のとおり指定し、平成十八年十一月一日から施行する。

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和二十九年山口県告示第三百四号）は、平成十八年十月三十一日限り、廃止する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 名称 長門峡銃猟禁止区域

二 区域 阿武郡阿東町大字篠目の一般国道九号と町道岡草嫁叶線との三差路を起点とし、同所から同町道に沿って北西に進み、町道岡草第二線との三差路に至り、同所から峰筋に沿って北西に進み、一七四林班と一七五林班と一七六林班との林班界の接点に至り、同所から一七四林班と一七六林班との林班界に沿って北西に進み、一七四林班と一七六林班と一七七林班との林班界の接点に至り、同所から一七四林班と一七七林班との林班界に沿って西に進み、萩市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、旧川上村の四〇林班と四二林班との林班界の接点に至り、同所から同境界線に沿って北西に進み、四〇林班と四一林班と四二林班との林班界の接点に至り、同所から四〇林班と四一林班との林班界に沿って北西に進み、野戸呂川右岸に至り、同所から同川右岸に沿って南西に進み、五五林班と五六林班との林班界と同川左岸との接点から同林班界を南東に延長した線と同川右岸との交点に至り、同所から同延長線に沿って北西に進み、同林班界と同川左岸との接点に至り、同所から同林班界に沿って北西に進み、五五林班と五六林班と六一林班との林班界の接点に至り、同所から同林班界に沿って北西に進み、五五林班と五六林班と六一林班との林班界の接点に至り、同所から同林班界に沿って北に進み、五六林班と五九林班と六一林班との林班界の接点に至り、同所から五九林班と六一林班との林班界の接点に至り、同所から六〇林班と六一林班との林班界に沿って北西に進み、六〇林班と六一林班と六六林班との林班界の接点に至り、同所から六〇林班と六六林班との林班界に沿って南東に進み、六〇林班と六六林班と六七林班との林班界の接点に至り、同所から六六林班と六七林班との林班界に沿って北に進み、六六林班と六七林班と六九林班との林班界の接点に至り、同所から六六林班と六九林班との林班界に沿って西に進み、六六林班と六九林班と七〇

林班との林班界の接点に至り、同所から六九林班と七〇林班との林班界に沿って北に進み、阿武川左岸に至り、同所から阿武大橋北詰に向かつて直線で結んだ線上を進み、同橋北詰に至り、同所から旧福栄村の一四〇林班と一四一林班との林班界に沿って北西に進み、一四〇林班と一四一林班と一四二林班との林班界の接点に至り、同所から一四一林班と一四二林班との林班界に沿って北東に進み、妻谷川右岸に至り、同所から長門峡国有林と民有林との境界線と同川左岸との接点に向かつて直線で結んだ線上を進み、同境界線と同川左岸との接点に至り、同所から同境界線に沿って東に進み、同国有林の七六林班と七七林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って南東に進み、蔵目喜川右岸に至り、同所から同川右岸に沿って北東に進み、七九林班と八〇林班との林班界と同川左岸との交点から同林班界を北西に延長した線と同川右岸との交点に至り、同所から同延長線に沿って南東に進み、同林班界と同川左岸との交点に至り、同所から同林班界に沿って南に進み、七九林班と八〇林班と民有林との境界点に至り、同所から八 林班と民有林との境界線に沿って西に進み、阿東町三四林班と三五林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って南西に進み、三四林班と三五林班と三六林班との林班界の接点に至り、同所から谷筋に沿って東に進み、栃崎橋に至り、同所から峰筋に沿って南に進み、三六林班と三七林班と四一林班との林班界の接点に至り、同所から三七林班と四一林班との林班界に沿って南に進み、三六林班と三七林班と四一林班との林班界の接点に至り、同所から三七林班と四一林班との林班界に沿って南に進み、三六林班と三七林班と四一林班と四二林班との林班界の接点に至り、同所から三七林班と四〇林班との林班界に沿って南に進み、三七林班と三八林班と四〇林班との林班界の接点に至り、同所から三八林班と四〇林班と四一林班との林班界に沿って南に進み、三八林班と三九林班と四〇林班との林班界の接点に至り、同所から三九林班と四〇林班との林班界に沿って東に進み、町道開作西側線に至り、同所から同町道に沿って北に進み、町道開作横断線との三差路に至り、同所から町道開作横断線に沿って東に進み、県道吉部下篠目線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南東に進み、一 六林班と一 七林班と一 九林班との林班界の接点に至り、同所から長門峡県立自然公園の境界線に沿って南に進み、同国道に至り、同所から同国道に沿って南西に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域（面積 一、六四 ヘクタール）

三 存続期間 永年

山口県告示第五百八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、銃猟禁止区域を次のとおり指定する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 名称 永安台銃猟禁止区域
- 二 区域 山陽小野田市大字津布田の永安台ため池、津祢郷下ため池及び津祢郷上ため池の湛水線によつて囲まれた区域（面積 四ヘクタール）
- 三 存続期間 平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

### 山口県告示第五百八十七号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年十一月一日から施行する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

菊川銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「豊浦郡菊川町大字田部」を「下関市菊川町大字田部」に、「町道田部船場線」を「市道田部船場線」に、「町道荒小田榑崎線」を「市道荒小田榑崎線」に、「同町道」を「同市道」に、「同町」と同郡豊田町との境界線」を「同市菊川町大字西中山と豊田町大字城戸との大字境界線に至り、同所から同大字境界線に沿つて南東に進み、菊川町大字西中山と菊川町大字東中山と豊田町大字城戸との境界点」に、「同境界線」を「菊川町大字東中山と豊田町大字城戸との大字境界線」に、「町道上保木中山線」を「市道上保木中山線」に、「町道上保木藤内畑線」を「市道上保木藤内畑線」に、「町道下保木巒井線」を「市道下保木巒井線」に、「町道三町下保木線」を「市道三町下保木線」に、「県道七見小月線との三差路」を「県道七見小月線と市道下大野馬場線との交差点」に、「（面積一、一五三ヘクタール）」を「（面積一、一五三ヘクタール）」に改める。

菊川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

錦川銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「今津町一丁目」を「今津町二丁目」に、「市道川下町四号線との三差路」を「錦川右岸に至り、同所から同川右岸に沿つて

西に進み、市道川下町四号線との接点」に、「牛野谷井堰西詰」を「牛野谷床止工東詰」に、「同井堰」を「同床止工」に、「市道御庄二七号線との三差路に至り、同所から同市道」を「市道御庄二七号線及び市道御庄四三号線との交差点に至り、同所から市道御庄二七号線」に、「市道錦見七八号線との交差点に至り、同所から同市道」を「市道錦見七八号線と市道岩国二六号線との交差点に至り、同所から市道錦見七八号線」に、「県道岩国玖珂線」を「市道錦見一一七号線」に、「（面積五八五ヘクタール）」を「（面積 五八五ヘクタール）」に改める。

錦川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

### 山口県告示第五百八十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成八年山口県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月三十一日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項」に、「設定する」を「指定する」に改める。

中山川ダム銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「玖珂郡周東町大字用田」を「岩国市周東町用田」に、「町道木野北線」を「市道木野北線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道竹田線」を「市道竹田線」に改める。

中山川ダム銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

佐波川中部銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「佐波郡徳地町大字堀」を「山口市徳地堀」に、「防府市と同町」を「山口市と防府市」に改める。

佐波川中部銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十八年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

平成十八年十月三十一日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)